

呉市立白岳中学校校務運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 呉市立白岳中学校（以下「本校」という。）の校務を円滑且つ適正に運営するために、呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（以下「管理規則」という。）第37条の規定に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程で、職員とは、本校に勤務する者をいう。

第2章 校務運営に関する事項

(運営組織)

第3条 本校の運営組織は職員をもって構成する。

第4条 校長は、その権限に属する事項を職員に分掌させるために、管理規則第31条に基づき、校務分掌組織及び職員の分掌を定める。

2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるに当たっては、法令、条例及び規則等に基づいて行う。

3 前2項に定めるもののほか、運営組織について必要な事項は校長が定める。

(研究主任)

第5条 校長は、管理規則第32条に則り、研究主任を置く。研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他研究推進に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。

(企画委員会)

第6条 校長は、学校経営管理に関し審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため、企画委員会を設置する。

2 企画委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、進路指導主事、保健主事及び研究主任並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

3 校長は、企画委員会を招集し、これを主宰する。

4 校長は、必要と認めるときには関係職員の出席を求め、報告を受け又は意見聴取を行う。

5 前各項に規定するもののほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

(職員会議)

第7条 校長は、職務の円滑な執行を補助させるため、職員をもって構成する職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、職員間の意思疎通、共通理解の促進、意見交換などを行う。

3 職員会議は、校長が招集し主宰する。

4 前各項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

第8条 校長は、管理規則第32条に則り、道徳主任、特別支援教育コーディネーター、小中一貫教育推進コーディネーター、体力運動能力コーディネーターを置く。道徳主任は、校長の監督を受け、道徳教育に関する計画の立案その他推進に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育に関する計画

の立案その他推進に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。小中一貫教育推進コーディネーターは、校長の監督を受け、小中一貫教育に関する計画の立案その他推進に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。体力運動能力コーディネーターは、校長の監督を受け、体力運動能向上に関する計画の立案その他推進に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。

(学年会，部，各種委員会)

第9条 校務運営を円滑に行い，教育活動を充実させるために，次の学年会，部，各委員会を置く。

(1) 学年会は，第1学年会，第2学年会，第3学年会を置き，校長の監督を受け，学年の経営方針を設定し，学年行事の計画，実施等当該学年の教育活動に関する事項について計画・実施する。

(2) 部は，総務部，教務部（管理部・研究部），生徒指導部（指導部・生徒会部），進路指導部，事務部を置き，校長の監督を受け，次の事項について計画・実施する。

ア 総務部

学校運営関係庶務，施設管理，渉外にあたり，その他分掌中，他の部に属さない諸事項

イ 教務部

(ア) 管理部

教育計画，学籍，評価，進路指導，学校行事，教育研究及びその他教務に関する諸事項の作成及び管理

(イ) 研究部

研究主題に沿って，研究計画の作成及び研究推進並びにその検証

ウ 生徒指導部

(ア) 指導部

生徒指導全般，生徒指導及び各学年の連絡調整，給食等及び保健管理健康・安全に関する指導，保健事務等の諸事項，生徒用湯茶等の諸業務指導，環境整備，環境美化

(イ) 生徒会部

生徒会の指導計画作成及び生徒会本部各委員会の指導並びに生徒会会計

エ 進路指導部

進路指導年間計画の立案，高等学校・事業所等(職場体験)との連携・記録，進学・就職に関する資料等の整備，進学・就職相談・模擬試験に関する業務，奨学金に関する業務

オ 事務部

文書管理，調査統計，生徒事務，人事・服務記録，給与，旅費，福利厚生，財務，経理等の諸事務及び，施設営繕

(3) 各委員会は，学校評価委員会，特別支援教育推進委員会，生徒指導連絡会，食育推進委員会，不祥事防止委員会，ICT教育推進委員会，学校保健委員会，学校衛生委員会，いじめ撲滅プロジェクトチーム及びアレルギー対応委員会を置き，校長の監督を受け，次の諸事項について計画・実施するとともに，次の職員等をもって構成する。

ア 学校評価委員会

(ア) 学校評価の計画・実施及び調査研究等に関する諸事項

(イ) 学校評価委員会は校長，教頭，教務主任，進路指導主事，生徒指導主事その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

イ 特別支援教育推進委員会

(ア) 特別支援学級教育活動の連携及び特別支援教育の適切な実施等の諸事項・特別支援教育の計画・推進

(イ) 特別支援教育推進委員会は校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、保健主事、特別支援学級担任その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

ウ 生徒指導連絡会

(ア) 生徒指導、不登校生徒情報等情報交換及び連絡調整等の諸事項

(イ) 生徒指導連絡会は校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、スクールカウンセラーその他校長が必要と認める職員をもって構成する。

エ 食育推進委員会

(ア) 食育推進のための態勢づくりと企画・運営、保護者・地域への啓発の諸事項

(イ) 食育推進委員会は校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

オ 不祥事防止委員会

(ア) 教職員の服務と倫理についての研修の企画・実施及び生徒・保護者・地域住民からの信頼確保の推進

(イ) 不祥事防止委員会は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、進路指導主事、保健主事及び研究主任で構成する。

カ ICT教育推進委員会

(ア) ICT教育（タブレット端末）の研修・企画・管理・効果的な活用について、計画、推進を行う。

(イ) ICT教育推進委員会は校長、教頭、教務主任、教務部ICT教育担当、学年主任で構成する。

キ 学校保健委員会は、生徒の健康上の課題、環境衛生に関することなど学校保健安全に関する必要な事項について検討し、推進していくことを目的とする。

学校保健委員会は校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

ク 学校衛生委員会は、職員の労働安全及び衛生に関する事項を検討し、健康の保持増進を図り、快適な職場環境を形成することを目的とする。

学校衛生委員会は校長、衛生推進者（教頭）、学校医、保健主事、職場代表その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

ケ いじめ撲滅プロジェクトチームは、年間を通して、いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。

いじめ撲滅プロジェクトチームは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒会長、生徒会副会長、PTA会長、PTA副会長、学校関係者評価委員で構成する。

コ アレルギー対応委員会は、生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議・決定する。

アレルギー対応委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、関係学級担任等で構成する。

2 校長は、必要に応じて、上記以外の部、各種委員会等を置くことができる。

（事務処理）

第 10 条 学校における事務処理は、校長の決裁により行う。必要な事項は別に定める。

（学校評議員）

第 11 条 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第 35 条の 2 の規定に基づき、学校に学校評議員を置く。

（学校関係者評価委員会）

第 12 条 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第 2 条の 3 の規定に基づき、学校に学校関係者評価委員会を置く。

（体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口）

第 13 条 生徒が安心して学校生活を送り、全教職員が持てる能力を最大限に発揮できる勤務環境を確保するため、体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口を置く。

2 当該相談窓口は校長・教頭を含む複数の教職員が担当するものとし、男性教職員及び女性教職員で構成する。

第 3 章 職員の勤務に関する事項

（勤務時間）

第 14 条 職員の勤務時間の割り振りは、別に定める。

（職員の服務）

第 15 条 職員の服務は、地方公務員法第 30 条から第 38 条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条 2 項及び呉市立学校教職員服務規程、呉市立学校職員の服務に関する規程及び呉市学校主事及び技師の服務に関する規定に基づくほか、必要な事項は校長が定める。

第 16 条 出張で直帰する場合は、任務終了時に学校へ電話連絡すること。

第 4 章 施設・設備の管理

（警備防火の計画及び分担）

第 17 条 警備及び防火の計画並びに責任分担は、校長が定める。

2 防火管理者は教頭とする。

（施設・設備の管理）

第 18 条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については、校長が定める。

第 19 条 教室及び廊下の掲示物については、教室掲示物計画及び廊下掲示物計画に基づき掲示すること。

（その他）

第 20 条 この規程に定めるもののほか、本校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定める。

付則

この規程は、平成 15 年 12 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から改正する。